



20歳になったら
**国民年金に
加入しましょう**
まずは市役所で加入手続きを！

**国民年金
だより**
問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

20歳になったときは、国民年金第1号被保険者になるための手続きを、自分の責任で、必ず市役所の国民年金担当窓口（国分寺庁舎保険年金課・南河内庁舎市民課窓口・石橋庁舎市民課窓口）で行ってください。（厚生年金や共済組合等の加入者（国民年金の第2号被保険者）や、その配偶者（第3号被保険者）に該当する場合を除きます。）

加入手続きを済ませると、後日、社会保険庁から年金手帳が送られてきます。

この手帳は、就職・転職・離職等により生活環境が変わったときや年金を受けるときなど、一生を通して使うものですから、大切に保管しましょう。



国分寺庁舎 保険年金課
南河内庁舎 市民課窓口
石橋庁舎 市民課窓口

なお、20歳になる前から就職して会社等に勤めている人は、厚生年金や共済組合に加入することになり、同時に国民年金の第2号被保険者にもなります。この手続きは、勤め先の事業主等が行うことになっています。

国民年金窓口で
加入手続きを



保険料の納め方

国民年金の保険料は、加入手続き後に社会保険庁から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」により、銀行や信用金庫などの金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付することになります。保険料の月額額は、14,100円（平成19年度）です。

この他、インターネットによる電子納付や、納め忘れを防ぐためにも安心便利な「口座振替」、まとめて納付すると割引になる「前納制度」もありますので、ぜひご活用ください。



金融機関・コンビニ等で
保険料納付を！
**口座振替が
便利です！**